

青森市障がい者差別解消調整委員会の役割について

(設置根拠)

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例第 12 条

○役割（その 1）

障がいを理由とする差別事案の解決を図るため、障がいを理由とする差別についての申立てに対し、助言又はあっせんを行うことの適否を判断し市長に対し答申する。

○役割（その 2）

障害者差別解消法第 17 条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の事務を行う。

※障害者差別解消支援地域協議会の事務とは。

- ① 障がいを理由とする差別に関する相談事案の情報共有
- ② 障がい者差別の解消の推進に資する取組の共有・分析
- ③ 障がい者差別の解消に向けた取組の周知や発信などについての協議 など